

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-79 側方反射器</p> <p>7-79-1 装備要件</p> <p>(1) 次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。(保安基準第35条の2第1項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 長さが6mを超える普通自動車 ② 長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車 ③ 長さ6m以下の普通自動車である被牽引自動車 ④ ポール・トレーラ <p>(2) 二輪自動車の両側面には、側方反射器を備えなければならない。(保安基準第35条の2第1項)</p> <p>7-79-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さ(二輪自動車にあっては、当該自動車の存在)を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条の2第4項関係、細目告示第48条第3項関係、細目告示第126条第5項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 側方反射器は、夜間にその側方150mの距離から走行用前照灯(その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。 この場合において、その反射部の大きさが10cm²以上である側方反射器は、この基準に適合するものとする。 ② 側方反射器の反射部は、三角形以外の形状であること。 ③ 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。 ただし、後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部反射器(被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。)と構造上一体となっているもの及び二輪自動車の側面に備えるものにあつては、赤色であつてもよい。 ④ 側方反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。 <p>(2) 次に掲げる側方反射器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第126条第6項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器 <p>7-79-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係) この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付</p>	<p>8-79 側方反射器</p> <p>8-79-1 装備要件</p> <p>(1) 次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。(保安基準第35条の2第1項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 長さが6mを超える普通自動車 ② 長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車 ③ 長さ6m以下の普通自動車である被牽引自動車 ④ ポール・トレーラ <p>(2) 二輪自動車の両側面には、側方反射器を備えなければならない。(保安基準第35条の2第1項)</p> <p>8-79-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さ(二輪自動車にあっては、当該自動車の存在)を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条の2第4項関係、細目告示第204条第5項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。 ただし、後部に備える側方反射器であつて、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部反射器(被牽引自動車に備える後部反射器であつてその形が三角形であるものを除く。)と構造上一体となっているもの及び二輪自動車の側面に備えるものにあつては、赤色であつてもよい。 ② 側方反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。 <p>(2) 側方反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第204条第6項関係)</p> <p>8-79-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係) この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係)</p> <p>① 側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下(二輪自動車に備えるものにあつては地上 900mm 以下)、下縁の高さが地上 250mm 以上(二輪自動車に備えるものにあつては地上 300mm 以上)となるように取付けられていること。</p> <p>② 側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10°(二輪自動車に備えるものにあつては上方 15°)の平面及び下方 10°(二輪自動車に備えるものにあつては下方 15°)の平面(側方反射器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、下方 5°の平面)並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向 45°(二輪自動車に備えるものにあつては前方向 30°)の平面及び後方向 45°(二輪自動車に備えるものにあつては後方向 30°)の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも 7-79-2 (1) ①に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>③ 側車付二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 長さ 6m を超える自動車〔⑨に規定する自動車、二輪自動車、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。〕に備える側方反射器は、その反射部の間隔が 3,000mm 以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方反射器の反射部の間隔が 3,000mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる 4,000mm 以内の位置)となるよう取付けられていること。</p> <p>⑤ 長さ 6m を超える自動車(⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。)に備える側方反射器は、少なく</p>	<p>位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 204 条第 7 項関係)</p> <p>① 側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の下縁の高さが地上 250mm 以上(二輪自動車に備えるものにあつては地上 300mm 以上)となるように取付けられていること。</p>

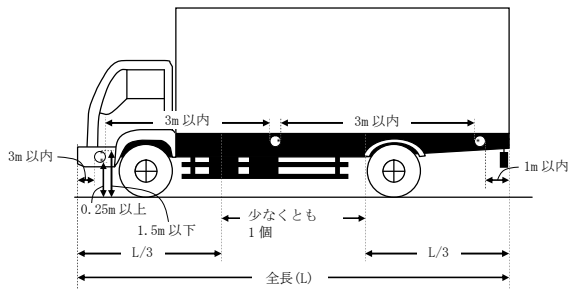
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

とも左右それぞれ1個の側方反射器が、その反射部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その反射部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取付けられていること。

- ⑥ 長さ6mを超える自動車(⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。)に備える側方反射器のうち最前部に取付けられたものの反射部の最前縁は、自動車の前端から3,000mm以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から3,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取付けられていること。
- ⑦ 長さ6mを超える自動車(⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。)に備える側方反射器のうち最後部に取付けられたものの反射部の最後縁は、自動車の後端から1,000mm以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から1,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取付けられていること。

長さが6mを超える自動車
(参考図)



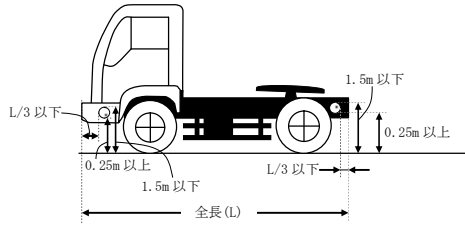
(編注：前後の側方反射器の内側が基点となる。)

- ⑧ 長さが6m以下の自動車(二輪自動車を除く。)の両側面に備える側方反射器は、前部に備える場合にあつてはその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器であつて、その自動車の構造上自動車の前端から3分の1以内に取付けることができないものは、取付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように、また、後部に備える場合にあつてはその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から3分の1以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように前部又は後部に取付けられていること。

長さが6m以下の自動車

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
 (改造等による変更のない使用過程車)

(参考図)



⑨ 長さが6mを超え7m以下の自動車〔専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車を除く。）であって乗車定員10人未満の自動車に限る。〕の両側面に備える側方反射器は、前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が3,000mm以内となるように、かつ、後部に備える側方反射器のその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部及び後部に取付けられなければならない。

⑩ その反射光の色が赤色である側方反射器の反射光は、自動車の後方に照射しないように取付けられていること。

⑪ 側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-79-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。

(2) 次に掲げる側方反射器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第126条第8項関係)

① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器

② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器

③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器

② 側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-79-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。

(2) 側方反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第204条第8項関係)

8-79-4 適用関係の整理

7-79-4の規定を適用する。

7-79-4 適用関係の整理

(1) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、7-79-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第35条第2項第1号関係)

(2) 昭和50年11月30日以前に製作されたポール・トレーラについては、7-79-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第35条第5項関係)

(3) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-79-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第35条第1項第1号、第5号、第6号、第2項第2号、第3項第2号及び第4号関係)

(4) 次に掲げる二輪自動車については、7-79-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第35条第17項関係)

① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車

② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)

7-79-5 従前規定の適用①

昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第2項第1号関係)

7-79-5-1 装備要件

なし。

7-79-5-2 性能要件

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

なし。

7-79-5-3 取付要件

なし。

7-79-6 従前規定の適用②

昭和50年11月30日以前に製作されたポール・トレーラについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第5項関係)

7-79-6-1 装備要件

ポール・トレーラの両側面には、7-79-6-2及び7-79-6-3の基準に適合する側方反射器を備えなければならない。

7-79-6-2 性能要件

(1) 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 側方反射器は、夜間側方150m(昭和48年11月30日以前に製作されたポール・トレーラにあつては、100m)の距離から走行用前照灯(その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

② 次の各号に掲げる側方反射器は、①の基準に適合するものとする。

この場合において、反射部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 反射部の大きさ(車両中心線に平行な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が10cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③ 側方反射器による反射光の色は、橙色又は赤色であること。

(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

7-79-6-3 取付要件

(1) 側方反射器の取付位置は、地上2,000mm以下であること。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-79-7 従前規定の適用③

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第1項第1号、第5号、第6号、第2項第2号、第3項第2号及び第4号関係)

7-79-7-1 装備要件

次の①から⑤までに掲げる自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)の両側面には、当該①から⑤までに掲げる部分に側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

① 長さ9m以上の普通自動車 前部、中央部及び後部

② 長さ6m以上9m未満の普通自動車 前部及び後部

③ 長さ6m未満の普通自動車である牽引自動車 前部

④ 長さ6m未満の普通自動車である被牽引自動車 後部

⑤ ポール・トレーラ 後部

7-79-7-2 性能要件

(1) 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 側方反射器は、夜間にその側方150mの距離から走行用前照灯(その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

② 次に掲げる側方反射器は、①の基準に適合するものとする。

この場合において、反射部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 反射部の大きさ(車両中心線に平行な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が10cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③ 側方反射器の反射部は、三角形以外の形であること。

④ 側方反射器による反射光の色は、橙色又は赤色であること。

(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-79-7-3 取付要件

- (1) 側方反射器は、7-79-7-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
- ① 側方反射器による反射光の色は、前部又は中央部に備えるものにあつては橙色、後部に備えるものにあつては橙色又は赤色であり、かつ、後部に備えるものはその全てが同一であること。
 - ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心の高さが地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。
 - ③ 長さ 6m 未満の自動車の後部に備える側方反射器の反射部の最後縁は、自動車の後端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の後端から当該自動車の 3 分の 1 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取付けられていること。
 - ④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。
 - ⑤ 前部に備える側方反射器の反射部の最前縁は、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように取付けられていること。
 - ⑥ 長さ 6m 以上の自動車の後部に備える側方反射器の反射部の最後縁は、自動車の後端から 1,000mm 以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から 1,000mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取付けられていること。
- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-79-8 従前規定の適用④

次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 35 条第 17 項関係）

- ① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車
- ② 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

7-79-8-1 装備要件

なし。

7-79-8-2 性能要件（視認等による審査）

7-79-2 に同じ。

7-79-8-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
- この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。
- ① 二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。
 - ② 7-79-3 (1) ⑩に同じ。
 - ③ 7-79-3 (1) ⑪に同じ。
- (2) 7-79-3 (2) に同じ。